

医療提供体制の改革のビジョン

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

【趣旨】

- 国民的な合意を得て改革を推進するため、21世紀における医療提供体制の改革の将来像のイメージと当面進めるべき施策を提示。
- 国民各層における更に幅広い議論が行われることを期待し、今後も適宜見直す。

【基本的考え方】

- 患者と医療人との信頼関係の下に、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識をもつとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者主体の医療を確立する。

【骨子】

① 患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

- 医療機関情報の提供の促進、診療情報の提供の促進
- 根拠に基づく医療（EBM）の推進

II 安全で、安心できる医療の再構築

- 医療安全対策の総合的推進
(医療事故の発生予防・再発防止システムの構築、医療安全支援センターの設置)

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

- 医療機関の機能分化・重点化・効率化
(一般病床と療養病床の区分の推進、機能分化の推進、病診連携・地域医療連携等の推進)
- 地域における必要な医療提供の確保等
(救急医療体制等の整備、小児医療等の充実、へき地医療の確保、がん対策の推進、精神医療の充実、公的病院等の在り方、終末期医療の在り方、医療経営の近代化・効率化)

IV 医療を担う人材の確保と資質の向上

- 医師等の臨床研修の必修化に向けた対応、医療を担う人材の確保と資質の向上、時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上

③ 医療の基盤整備

V 生命の世紀の医療を支える基盤の整備

- 医療分野における情報化の推進、メディカル・フロンティア戦略の着実な推進、ナショナルセンターの整備、新しい医療技術の開発促進、医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

医療提供体制の改革のビジョン

—「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ—

	(頁)
医療提供体制の改革のビジョンについて	1
① 患者の視点の尊重	2
I 医療に関する情報提供の推進	2
(1) 医療機関情報の提供の促進	
(2) 診療情報の提供の促進	
(3) 根拠に基づく医療 (EBM) の推進	
II 安全で、安心できる医療の再構築	3
② 質が高く効率的な医療の提供	3
III 質の高い効率的な医療提供体制の構築	3
(1) 医療機関の機能分化・重点化・効率化	
(2) 地域における必要な医療提供の確保	
(3) 医業経営の近代化・効率化	
IV 医療を担う人材の確保と資質の向上	8
(1) 医師等の臨床研修の必修化に向けた対応	
(2) 医療を担う人材の確保と資質の向上	
(3) 時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上	
③ 医療の基盤整備	10
V 生命の世紀の医療を支える基盤の整備	11
(1) 医療分野における情報化の推進	
(2) メディカル・フロンティア戦略の着実な推進	
(3) ナショナルセンターの整備	
(4) 新しい医療技術の開発促進 (テーラーメイド医療、ゲノム創薬、バイオテクノロジー)	
(5) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化	

医療提供体制の改革のビジョンについて

我が国の医療提供体制は、国民皆保険制度の下で、国民が必要な医療を受けることができるよう整備が進められ、国民の健康を確保するための重要な基盤となっている。一方、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等を背景として、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進することが課題となっている。

こうした改革を進めるに当たっては、医療提供体制の将来像について国民的な合意を得ていくことが重要である。このため、厚生労働省としては、平成14年3月8日に、厚生労働大臣を本部長とする「医療制度改革推進本部」の下に「医療提供体制の改革に関する検討チーム」（主査：医政局長）を設置して検討を行い、同年8月29日に「医療提供体制の改革の基本的方向」（中間まとめ）を公表したところである。（参考1：医療制度改革推進本部、「医療提供体制の改革の基本的方向」（中間まとめ））

その後も、様々な検討会等において、それぞれの課題について検討を進めるとともに、有識者や関係団体からのヒアリングの実施も含めて国民各層の幅広い御意見をいただきながら、更に検討を進め、本年4月30日に、21世紀における医療提供体制の改革のビジョン案として取りまとめ、公表した。さらに、その後、国会等での議論を踏まえ、8月に「医療提供体制の改革のビジョン」としたところである。

今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下に、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識をもつとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきである。具体的には、

- ・ 患者の選択のための情報提供の推進
- ・ 質の高い医療を効率的に提供するための医療機関の機能分化・連携の推進と地域医療の確保
- ・ 医療を担う人材の確保と資質の向上
- ・ 生命の世紀の医療を支える基盤の整備

などの分野で改革を進めることが必要であり、以下に、それぞれの分野ごとに将来像のイメージを示し、それに続いて、その実現に向けて当面進めるべき施策を掲げた。

こうした改革は、法令改正による措置のみならず、公的補助、公的融資、税制による支援、診療報酬等による経済的評価、関係団体との共同した取組などを組み合わせて総合的に推進していくことが必要である。

このビジョンをもとに、国民各層において更に幅広い議論が行われることを期待するとともに、国民全体で合意できる医療提供体制の将来像の形成を目指して、今後も適宜見直しを行っていくこととしたい。

なお、本冊子の作成に当たって、各位の便宜を図るため、関連する検討会等の検討結果の概要等を参考資料として取りまとめ、添付している。

① 患者の視点の尊重

《将来像のイメージ》

(医療機関情報の提供の促進)

- (7) 医療機関が自ら情報を積極的に提供するとともに、民間団体、公的機関等もそれぞれの特色に応じた情報を提供することによって、患者・国民が容易に医療に関する多様な情報にアクセスできる。

(診療情報の提供の促進)

- (イ) 患者への治療方針や治療方法の選択肢の説明が適切に行われ、患者と医師・歯科医師の信頼関係の下、患者の選択を尊重した医療が提供される。また、他の医師・歯科医師の意見を求めることや患者相談への対応等、患者の選択や意向が尊重される。患者と薬剤師の信頼関係の下、薬局・病院等において医薬品に関する適切な情報提供や服薬指導が行われる。
- (ロ) 患者も自ら健康の保持のための努力を行い、自覚と責任をもって医療に参加する。

(根拠に基づく医療 (Evidence-based Medicine : EBM) の推進)

- (I) 主要な疾患について、最新の科学的根拠に基づいた診療ガイドラインが整備され、信頼性の高い医療情報データベースによってインターネット等を通じて情報提供を行う。これにより、患者は必要な情報を得た上で治療を受けるとともに、医師等は最適な医療情報を参照しつつ患者と十分に対話をしながら迅速で的確な検査や治療を行うことができる。

(安全で、安心できる医療の再構築)

- (オ) 医療安全対策が徹底され、国民が安心して医療を受けることができる。
- (カ) 医療に関して苦情や心配、相談がある場合には、身近な地域で相談・助言等を受けることができる。

《当面進めるべき施策》

I 医療に関する情報提供の推進

(1) 医療機関情報の提供の促進

- ① 患者・国民のニーズを踏まえて、医療に関する広告の規制を今後も逐次緩和していく。(別添1：広告規制緩和の内容、参考2：社会保障審議会・医療部会)
- ② 患者・国民に対して、公的機関がインターネットを通じて客観的・検証可能な事項(広告可能な事項)を積極的に提供するとともに、医療機関、民間団体等も更に特色ある多様な情報の提供を推進する。(参考3：インターネット等による医療情報に関する検討会)
- ③ (財)日本医療機能評価機構の評価について、平成18年度中に2000病

院が受審する目標時期を平成16年度中に繰り上げ、国公立病院はもとより、民間病院の積極的な受審を促進する。

(2) 診療情報の提供の促進

- ① 診療記録については現在国会で審議されている個人情報保護法案では原則開示とされているが、さらに、診療情報の提供に関する仕組みを整備するとともに、診療記録の標準化や医療提供者に対する教育研修の推進などの環境整備に取り組む。(参考4：診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会)

(3) 根拠に基づく医療（EBM）の推進

- ① 平成15年度末までに、頻度が多く情報ニーズの高い優先20疾患（高血圧、糖尿病、脳梗塞、関節リウマチ、胃がんなど）について診療ガイドラインを整備する。(別添2：根拠に基づく医療（EBM）の推進スケジュール)
- ② 平成16年度から、診療ガイドラインの整備された疾患について、医師等の医療従事者及び患者が求める情報を的確に提供するデータベースの運用を開始する。
- ③ 引き続き、データベースの充実、診療ガイドラインの整備を進める。

II 安全で、安心できる医療の再構築

- ① 「医療安全推進総合対策」を着実に実施することとし、医療機関等における安全管理体制の確保、医薬品・医療機器等の安全性の向上、医療従事者の教育研修等の充実を行うとともに、平成15年度から都道府県・二次医療圏単位等において医療に関する患者・家族等の苦情や相談への迅速な対応等を行う「医療安全支援センター」の設置を進める。
- ② 医療に係る事故事例情報を収集分析し、医療現場にフィードバックすることによる医療事故の発生予防・再発防止のシステムを構築する。(参考5：医療安全対策検討会議 参考6：医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会)

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

《将来像のイメージ》

(患者の選択を通じた医療の質の向上と効率化)

- (7) 医療機関は、患者の選択に対応し、医療サービス等の向上を競い、この結果、医療の質の向上と効率化が進む。

(医療機関の機能分化と連携)

- (4) 患者の病態に応じた医療を提供するために、急性期医療、長期療養など、

医療機関の機能分化が進む。また、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等が十分に連携し、質の高い医療を効率的に提供する。

(急性期医療の効率化・重点化と質の向上、一般病床の機能分化)

- (ウ) 急性期医療は、医療従事者による手厚い治療・サービスの重点・集中化を通じて、早期退院が可能になり、平均在院日数が短縮され、病床数は必要な数に集約化されていく。また、公的病院等の病床数についても、地域の実情に応じて見直しが図られる。
- (エ) このほか、一般病床においては、地域のニーズと医療機関の選択により、難病医療、緩和ケア、リハビリテーション、在宅医療の後方支援などの特定の機能を担うこととなる。

(長期療養のための療養環境の向上)

- (オ) 長期にわたって継続的な医療を必要とする患者に対して、入院医療において、良質な療養環境が提供されるとともに、患者の社会復帰を目指した医療が提供される。

(かかりつけ医等の役割と在宅医療の充実)

- (カ) かかりつけ医（歯科医、薬剤師）について、地域における第一線の機関として、その普及・定着を図る。
- (キ) 今後の需要の拡大に対応し、適切な在宅医療が提供できるよう、医師等との連携の下に、訪問看護ステーションの充実・普及を図る。

(地域で充足する医療)

- (ク) 医療計画に基づき定められた二次医療圏において、地域の特性を生かしつつ、医療機関相互の機能分担と連携を図り、区域内で、がん、脳卒中、心臓病の治療などを含む必要な医療の提供を確保することとし、これに向けて二次医療圏間の医療提供の格差の是正を図る。
- (ケ) 地域の実情に応じて新型救命救急センター、小児救急医療体制の整備など更にきめ細かな救急医療体制を二次医療圏ごとに構築し、質的な充実を図る。
- (コ) 「へき地保健医療計画」に基づき、都道府県単位の広域的な支援体制を構築し、無医地区の解消を目指し、当該地区住民の医療の確保を図る。
- (カ) 二次医療圏において国民が等しく質の高いがん医療を受けることを実現する。
- (シ) 精神医療について、入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策への転換を図る。また、精神科救急医療システムの充実、地域精神医療及び福祉の確保並びに病院と地域との中間的な機能を有する社会復帰施設の体系的整備の検討などを図る。
- (ス) 公的病院等は、その機能・役割を見直し、二次医療圏ごとに、真に必要なとされる特化した医療サービスを効率的に提供するものとし、必要に応じ

病床数を削減する。

(医業経営の近代化・効率化)

- (七) 医療法人について、非営利性・公益性を高めるとともに、経営管理機能の強化や資金調達手段の多様化などによって経営基盤を整備し、医業経営の近代化・効率化を図る。

《当面進めるべき施策》

(1) 医療機関の機能分化・重点化・効率化

(一般病床と療養病床の区分の推進)

- ① 第四次医療法の改正により、病院の病床は、「一般病床」、「療養病床」、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」に区分されているが、このうち、「一般病床」と「療養病床」の区分の届出が平成15年8月31日までに適切に行われるよう、それぞれの基準の内容等について、引き続き、周知徹底を図る。
- ② 病床区分の定着後の基準病床数の算定式の策定や医療計画の記載事項の拡充など、地域の実情を踏まえて医療計画の見直しを進める。

(機能分化の推進)

- ③ 医療法に基づく一般病床と療養病床の区分を基本とし、患者がその病状に応じてふさわしい医療を適切に受けられるという観点から、急性期医療、難病医療、緩和ケア、リハビリテーション、長期療養、在宅医療等といった機能分化を推進する。(別添3：病床の機能分化のイメージ)
- ④ 医療と介護の連携を進め、生活の質(QOL)を重視した医療が提供されるようにする。このため、病院病床の療養病床、介護老人保健施設等への転換を図る医療機関を支援する。
- ⑤ 医療機関や病床等の機能分化・重点化・効率化を推進するための効果的な方策等について調査・検討する。

(病診連携・地域医療連携等の推進)

- ⑥ 地域医療支援病院の承認要件の見直しを行い、その普及促進を図ることにより、診療所を支援し、病診連携を推進する。
- ⑦ 紹介率・逆紹介率の向上を図るとともに、入院診療計画(いわゆるクリティカルパス等)における適切な退院計画の作成、退院に向けた情報提供やサービス調整による、適切な入院医療やリハビリテーション、退院後の療養生活の確保や社会復帰の支援を行うなど、地域における医療連携、医療機関と薬局の連携、更に保健・福祉との連携を推進する。
- ⑧ 訪問看護を担う人材の育成を支援し、訪問看護ステーションについて、看護技術の質の向上を図るとともに、その普及を促進する。在宅ALS

患者について訪問看護等による支援策の充実に努め、安心して療養生活を送ることができる環境整備を図る。(参考7:看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会)

(2) 地域における必要な医療提供の確保

(救急医療体制等の整備)

- ① 救急医療体制については、在宅当番医制、病院群輪番制、救命救急センターなど、救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進する。
- ② 救命救急センター不足地域における設置促進策として、新型救命救急センターの整備など、救命救急センターの設置促進を図るとともに、二次医療圏ごとの救急医療体制の整備を進める。(別添4:救急医療体系図)
- ③ 心肺停止患者の救命率の向上を図るため、救急救命士の業務に関し、平成15年4月から医師の包括的指示の下での除細動の実施を認めた。更に、気管挿管について、平成16年7月を目途に、実習を終了する等の条件を満たした救急救命士に限定的に実施を認める。また、救急救命士が行う薬剤投与について、平成15年中を目途に、有効性と安全性の研究、検証を行い、適切な結論を得る。
- ④ 重症急性呼吸器症候群(SARS)のような新興感染症に対しても迅速かつ的確な対策を講じることにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療を提供しつつ、そのまん延防止を図ることが重要であることから、都道府県とも連携して、感染症法に基づく感染症指定医療機関の充実を図る。(参考8:救急救命士の業務のあり方等に関する検討会)

(小児医療等の充実)

- ⑤ ハイリスクの出産に対応できる周産期医療ネットワークの整備や妊娠・産後時期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供するための小児医療施設、周産期医療施設の整備等を行い、地域における小児医療の確保を図る。
- ⑥ 原則として二次医療圏を単位とした小児救急医療体制の全国的な整備に取り組む。また、最新の科学的根拠に基づく小児救急の外来診療マニュアルを作成するほか、ITを活用して小児科以外の医師が小児科専門医のコンサルテーションを受けながら診断に当たることができる小児救急医療ネットワークを構築するなど、小児科医の確保が困難な地域等における小児救急医療体制の整備を図る。
- ⑦ 小児医療、母性医療、父性医療及び関連境界領域を包括する医療である「成育医療」の先導的役割を担う国立成育医療センターの取組を促進する。
- ⑧ 女性専門外来を設置し、更に、女性の健康問題に係る調査研究などを推進し、女性の患者の視点を尊重しながら地域における必要な医療が充実される体制の確保に取り組む。